

令和2年6月11日

報道機関各位

北九州市教育委員会指導第一課

臨時休業した学校の小学校6年生と中学校3年生を 対象としたタブレット端末の貸出について

北九州市教育委員会は、臨時休業した学校の児童生徒の学習を支援するため、学習に利用するためのコンピュータ等の情報端末が家庭にない、希望する小学校6年生と中学校3年生を対象に、タブレット端末の貸出を行います。

タブレット端末には、教育委員会が作成した家庭学習支援動画のファイルやデジタル教材（学習プリント）を保存しているため、インターネットにアクセスしなくても家庭学習に利用することができます。

記

【貸出対象】

- 臨時休業となった学校で、学習に利用できるコンピュータ等の情報端末が家庭にない、希望する小学校6年生と中学校3年生

【貸出期間・返却について】

- ≪貸出期間≫ 貸出開始6月12日（貸出日より2週間程度）
- ≪貸出場所≫ 小倉北区役所7F 教育委員会 指導第一課
- ≪返却場所≫ 再開後の在籍校

【その他】

貸出の希望が多い場合には、中学校3年生への貸出を優先させていただきます。

北九州教育委員会 指導第一課
次世代教育担当課長 高橋
（担当 重見・濱村）
TEL 5 8 2 - 2 3 6 8